

函館商工信用組合の現況

令和6年度 第69期



函館商工信用組合

■ごあいさつ

みなさまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当組合の現況（令和6年度 第69期）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

「ちかくにいるから、チカラになれる」よう、みなさまからのご相談に積極的にお応えできる営業態勢の整備強化を図ってまいります。

今後も経営の効率化をすすめ、適正な収益確保に努めてまいります。引き続きより一層のご愛顧を心よりお願い申し上げます。

令和7年7月

函館商工信用組合
理事長 中村昌弘

■事業方針

信用組合として、信頼・共感を通じ組合員の皆さまとのつながりを強化し、地域に根ざした「しんくみ」を目指しています。

外部支援機関とも連携し、個人事業主・小規模事業者の相談にお応えできる体制を整えています。

事業性を評価した融資推進、新規創業希望者へのアプローチ等、組合員の皆様や地域社会の発展に貢献できるよう取り組んでまいります。

■沿革・歩み

昭和 31年 12月	函館市松風町にて事業開始
36年 10月	湯川支店開設
37年 7月	五稜郭支店開設
40年 11月	上磯支店開設
47年 10月	亀田支店開設
49年 11月	十字街支店開設
50年 12月	預金量100億円達成
51年 9月	花園支店開設
53年 10月	富岡支店開設
54年 6月	本店ビル竣工
60年 4月	湯川支店新築開店
60年 7月	自営オンライン開始
平成 元年 3月	五稜郭支店廃店
16年 4月	SKCシステム（共同オン）移行
18年 12月	創立50周年
27年 3月	優先出資発行
28年 7月	十字街支店本店営業部統合
28年 12月	創立60周年
29年 10月	富岡支店新築移転
30年 7月	湯川支店と花園支店統合

■トピックス

（自：令和6年4月～至：令和7年3月）

6月	第68回通常総代会開催（20日）
7月	北斗市夏まつりパレードに参加（北斗支店）
8月	8月函館港まつり「ワッショイはこだて」パレードの踊りに参加
9月	しんくみの日週間で清掃奉仕（湯川支店周辺、幹線道路）・献血活動を実施
10月	インターシップ研修実施
3月	ピーターパンカード寄付金贈呈式 健康経営優良法人2025に認定される。

■主要な事業の内容

1. 預金業務

【要求払預金】 当座預金・普通預金・通知預金・納税準備預金・決済用預金（無利息型普通預金）

【定期性預金】 大口定期預金・スーパー定期預金・期日指定定期預金・変動金利定期預金・積立定期預金・定期積金

2. 融資業務

(1) 個人向け融資

自動車・住宅・教育・カード等各種ローン・住宅金融支援機構代理貸付 等

(2) 事業者向け融資

・一般のご融資（割引手形・手形貸付・証書貸付・当座貸越）

・地方公共団体制度融資（北海道・函館市・北斗市）

・代理貸付業務（全国信用協同組合連合会・商工組合中央金庫・日本政策金融公庫等）

3. その他業務

(1) 内国為替業務

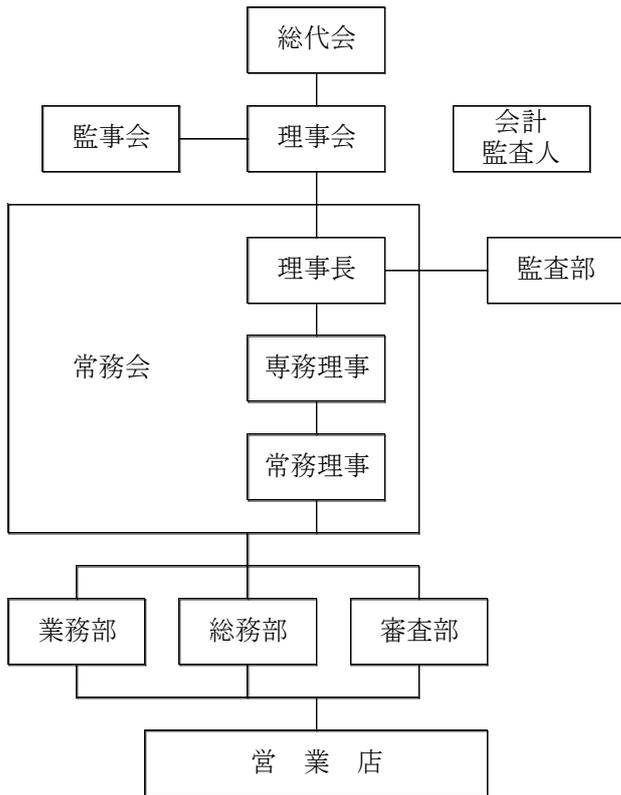
振込・送金・代金取立

(2) サービス業務

年金自動受取・給与振込・料金自動引落し・キャッシュサービス・CDキャッシングサービス、でんさいネット等

■事業の組織

令和7年7月1日現在



■役員一覧

令和7年7月1日現在

理事長	中村昌弘
専務理事	北山功悦 監査部長委嘱
常務理事	中村賢二 審査部長委嘱
理事	渡辺良三
理事	青柳利明
理事	酒井幸次
理事	高山則夫
理事	三浦理
常勤監事	川村成章
員外監事	川越英雄

(注) 当組合は、職員出身者以外の理事4名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

■組合員数（推移・出資金）

(単位：人・千円)

		令和5年度末	令和6年度末
法人	組合員数	1,304	1,312
	出資金	299,552	301,844
個人	組合員数	11,133	11,006
	出資金	299,976	301,006
優先出資金		600,000	600,000
合計	組合員数	12,437	12,318
	出資金	1,199,528	1,202,850

■事業の概況

令和6年度は、預金の期中平均残高が30,318百万円、期末残高が28,621百万円、貸出金の期中平均残高が19,405百万円、期末残高が19,545百万円となりました。

前期末に比べ、預金残高は257百万円減少しましたが、貸出金残高は68百万円増加し、組合員の皆さまの資金需要に対応できたものと考えております。

日銀の政策金利の利上げにより、預金利息の支払いは大幅に増加しましたが、貸出金利回りは充分上がっておらず貸出金利息収入は預金利息増加分をカバーするには至りませんでした。しかし資金運用益全体での収益増加により、当期純利益は63百万円を計上することができました。

なお、自己資本比率は10.36%となり、国内基準の4%を大きく超えております。また、不良債権比率は1.82%と良好な水準にあり、経営の健全性を維持しております。

当組合は、組合員や地域の皆さまからのご相談に外部機関とも連携し、それぞれのニーズにお応えできるよう努めております。引き続き営業態勢の整備強化を図り、今後も適正な収益の確保に努め、経営の健全性を一層高めてまいります。

■会計監査人の名称

監査法人ライトハウス（令和7年3月末現在）

■地区

函館市、渡島総合振興局管内および檜山振興局管内

■店舗一覧 令和7年7月1日現在

店舗名	住所	電話	ATM
本店営業部	〒040-0033 函館市千歳町9番6号	23-2101	1台
湯川支店	〒042-0932 函館市湯川町2丁目10-4	57-0572	1台
北斗支店	〒049-0161 北斗市飯生3丁目4-1	73-2308	1台
美原支店	〒041-0806 函館市美原3丁目25-5	46-9121	1台
富岡支店	〒041-0811 函館市富岡町1丁目43-1	43-1311	1台

貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	5年度	6年度		5年度	6年度
現 金	887,981	679,670	預 金 積 金	28,879,049	28,621,831
預 け 金	7,110,262	7,193,097	当 座 預 金	431,352	408,344
有 価 証 券	2,677,313	2,482,556	普 通 預 金	10,617,343	10,667,239
国 債	956,580	877,070	貯 蓄 預 金	-	-
社 債	495,680	395,430	通 知 預 金	4,000	2,453
株 式	26,700	26,700	定 期 預 金	16,819,535	16,461,498
そ の 他 の 証 券	1,198,353	1,183,356	定 期 積 金	973,925	989,785
貸 出 金	19,476,651	19,545,508	そ の 他 の 預 金	32,892	92,511
割 引 手 形	105,918	94,290	借 用 金	-	-
手 形 貸 付	1,366,049	1,443,266	当 座 貸 越	-	-
証 書 貸 付	17,180,231	17,193,958	そ の 他 負 債	56,948	62,595
当 座 貸 越	824,451	813,993	未 決 済 為 替 借	8,630	4,555
そ の 他 資 産	223,324	212,244	未 払 費 用	20,940	26,772
未 決 済 為 替 貸	7,177	3,413	給 付 補 填 備 金	517	467
全 信 組 連 出 資 金	100,800	100,800	未 払 法 人 税 等	1,524	1,524
前 払 費 用	7,203	5,761	前 受 収 益	12,344	13,906
未 収 収 益	35,575	39,043	職 員 預 り 金	5,221	5,644
そ の 他 の 資 産	72,568	63,225	リ ー ス 債 務	1,980	4,836
有 形 固 定 資 産	406,225	385,746	そ の 他 の 負 債	5,790	4,888
建 物	196,848	184,507	賞 与 引 当 金	5,624	5,730
土 地	173,621	173,621	退 職 給 付 引 当 金	15,242	14,302
リ ー ス 資 産 (有 形)	1,980	4,486	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4,900	5,300
建 設 仮 勘 定	-	-	そ の 他 の 引 当 金	10,108	10,864
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	33,775	23,131	繰 延 税 金 負 債	6,196	-
無 形 固 定 資 産	2,984	2,849	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	26,275	26,941
ソ フ ト ウ ェ ア	197	63	債 務 保 証	7,173	10,884
の れ ん	-	-	負 債 の 部 合 計	29,011,517	28,758,449
リ ー ス 資 産 (無 形)	-	-			
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	2,786	2,786	出 資 金	1,199,528	1,202,850
繰 延 税 金 資 産	-	8,693	普 通 出 資 金	599,528	602,850
債 務 保 証 見 返	7,173	10,884	優 先 出 資 金	600,000	600,000
貸 倒 引 当 金	△ 138,481	△ 154,118	資 本 剰 余 金	5,573	5,573
(うち個別貸倒引当金)	△ 103,521	△ 124,886	資 本 準 備 金	5,573	5,573
			そ の 他 資 本 剰 余 金	-	-
			利 益 剰 余 金	417,712	471,042
			利 益 準 備 金	69,000	76,500
			そ の 他 利 益 剰 余 金	348,712	394,542
			特 別 積 立 金	274,000	319,000
			当 期 未 処 分 剰 余 金	74,712	75,542
			組 合 員 勘 定 合 計	1,622,814	1,679,466
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 49,824	△ 139,040
			土 地 再 評 価 差 額 金	68,924	68,258
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	19,100	△ 70,782
			純 資 産 の 部 合 計	1,641,915	1,608,684
資 産 の 部 合 計	30,653,433	30,367,134	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	30,653,433	30,367,134

(貸借対照表の注記)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成12年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	26百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	121百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて算出。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	△67百万円

- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	34年～39年
その他	2年～20年
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、当組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)

年金資産の額	249,416百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	211,033百万円
差引額	38,382百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)

0.147%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895百万円及び財政上の剰余金48,278百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間8年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金2百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。

また、他に外部積立している年金資産は33百万円となっております。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
13. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
15. 重要な会計上の見積り
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 154百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う業況の悪化等を考慮し、一般貸倒引当金に積み増していた5百万円については、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことにより、特定業種の業況が改善傾向にあることから、当事業年度において取崩しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 一百万円
17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 一百万円
18. 有形固定資産の減価償却累計額 839百万円
19. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 207百万円
危険債権額 132百万円
三月以上延滞債権額 17百万円
貸出条件緩和債権額 -百万円
合計額 356百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
20. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は94百万円であります。
21. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
担保提供している資産 預け金 1,000 百万円
担保資産に対応する債務 借用金 - 百万円
上記のほか、為替取引のために預け金 500百万円を担保として提供しております。
22. 出資1口当たりの純資産額は826円00銭です。

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。その一環として、複合金融商品取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、融資事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMIによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMIに関する要綱において、リスク管理方法や手続等を記載しており、ALMIに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで常務会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、資金運用規程及び市場関連リスク管理規程に従い行っております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は、理事会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。当組合では、金利リスクを含めた市場リスク量をVaR法(観測期間1年、保有期間6か月、信頼区間99%)を用いて定量分析を行っております。

令和7年3月31日において当該リスク量の大きさは164百万円になります。

ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定発生率で算出しているため、通常では考えられないほどの市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち「預け金」、「貸出金」及び「預金積金」については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	7,193	7,143	△ 49
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	100	99	△0
その他有価証券	2,355	2,355	-
(3) 貸出金(*1)	19,545	19,866	
貸倒引当金(*2)	△ 154		
	19,391	19,866	475
金融資産計	29,039	29,464	424
(1) 預金積金(*1)	28,621	28,527	△ 93
金融負債計	28,621	28,527	△ 93

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(TONA、SWAP)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(OISレート)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	26
組合出資金(*2)	101
合 計	127

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金(全信組連出資金等)は、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには「国債」、「社債」、「株式」及び「その他の証券」が含まれております。以下28まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

①「時価が貸借対照表計上額を超えるもの」

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
社 債	-百万円	-百万円	-百万円
その他	-	-	-
小 計	-	-	-

②「時価が貸借対照表計上額を超えないもの」

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
社 債	100百万円	99百万円	△0百万円
その他	-	-	-
小 計	-	-	-
合 計	100	99	△0

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

①「貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	-百万円	-百万円	-百万円
債 券	305	303	2
国 債	305	303	2
社 債	-	-	-
その他	-	-	-
小 計	305	303	2

②「貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
	-百万円	-百万円	-百万円
株 式			
債 券	866	990	△123
国 債	571	690	△119
社 債	295	300	△4
その他	1,182	1,200	△17
小 計	2,049	2,190	△140
合 計	2,355	2,493	△138

(注)貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

26. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
27. 当期中に売却したその他有価証券はありません。
28. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年 超 5年以内	5年 超 10年以内	10年超
	-百万円	-百万円	305百万円	966百万円
債 券	-	-	305	571
国 債	-	-	-	395
社 債	-	1,182	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	-	1,182	305	966

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、4,062百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は、任意の時期に無条件で取消可能なものが4,062百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額を減額することができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	35百万円
貸倒損失否認	74
税務上の繰越欠損金(注1)	65
その他	59
繰延税金資産小計	234
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	△65
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△159
評価性引当額小計	△224
繰延税金資産合計	9
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	0
繰延税金負債合計	0
繰延税金資産の純額	8

(注1)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	19	5	—	—	39	65
評価性引当額	△19	△5	—	—	△39	△65
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(注2)当期より繰延税金資産の回収可能性に関する企業の分類変更に伴い、繰延税金資産を9百万円を計上しております。

損益計算書

損益計算書 1

(単位:千円)

科 目	金 額	
	5年度	6年度
経 常 収 益	566,468	575,442
資金運用収益	539,188	549,529
貸出金利息	490,048	495,960
預け金利息	14,611	21,510
有価証券利息配当金	28,098	27,262
その他の受入利息	6,429	4,795
役務取引等収益	23,382	23,437
受入為替手数料	11,993	11,632
その他の役務収益	11,388	11,805
その他業務収益	3,461	2,414
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	3,461	2,414
その他経常収益	437	61
償却債権取立益	6	-
貸倒引当金戻入益	-	-
その他の経常収益	431	61
経 常 費 用	511,112	519,786
資金調達費用	11,140	23,664
預金利息	10,665	23,293
給付補填備金繰入額	362	314
借入金利息	43	-
その他の支払利息	69	56
役務取引等費用	46,199	43,350
支払為替手数料	3,734	3,571
その他の役務費用	42,465	39,778
その他業務費用	-	-
国債等債券売却損	-	-
国債等債券償還損	-	-
その他の業務費用	-	-
経 費	403,248	402,021
人 件 費	244,375	238,675
物 件 費	141,645	146,369
税 金	17,227	16,976
その他経常費用	50,523	50,751
貸倒引当金繰入額	37,097	27,483
貸出金償却	-	4,299
株式等売却損	-	-
その他資産償却	-	-
その他の経常費用	13,426	18,968
経 常 利 益	55,356	55,655

(損益計算書の注記)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 46 円 85 銭

損益計算書 2

(単位:千円)

科 目	金 額	
	5年度	6年度
特 別 利 益	-	20
固定資産処分益	-	20
その他の特別利益	-	-
特 別 損 失	512	-
固定資産処分損	512	-
減 損 損 失	-	-
その他の特別損失	-	-
税引前当期純利益	54,844	55,676
法人税・住民税及び事業税	1,524	1,524
法人税等調整額	-	△ 9,364
法人税等合計	1,524	△ 7,840
当期純利益	53,320	63,516
繰越金(当期首残高)	21,392	12,025
土地再評価差額金取崩額	-	-
当期末処分剰余金	74,712	75,542

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	金 額	
	5年度	6年度
当期末処分剰余金	74,712	75,542
剰 余 金 処 分 額	62,686	68,800
利益準備金	7,500	7,600
出資に対する配当金	10,186	10,200
普通出資配当金(年0.5%)	2,986	3,000
優先出資配当金(年0.6%)	7,200	7,200
特別積立金	45,000	51,000
繰越金(当期末残高)	12,025	6,742

■ 代表理事の確認

私は当組合の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの第 69 期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和 7 年 6 月 27 日

函 館 商 工 信 用 組 合

理事長 中 村 昌 弘

■ 会計監査人による監査

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第 5 条の 8 第 3 項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人である「監査法人ライトハウス」の監査を受けております。

■ 業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科	目	令和5年度	令和6年度
資金運用	資金運用収益	539,188	549,529
	資金調達費用	11,140	23,664
	資金運用収支	528,047	525,865
役員取引	役員取引等収益	23,382	23,437
	役員取引等費用	46,199	43,350
	役員取引等収支	△ 22,817	△ 19,912
その他業務	その他業務収益	3,461	2,414
	その他業務費用	362	328
	その他業務収支	3,098	2,086
業務粗利益		508,329	508,038
業務粗利益率		1.62%	1.64%
業務純益		101,644	112,474
実質業務純益		105,793	106,745
コア業務純益		105,793	106,745
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)		105,793	106,745

(注)

1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
2. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
3. 実質業務純益=業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

■ 経費の内訳

(単位:千円)

項	目	令和5年度	令和6年度
人件費	報酬給料手当	244,375	238,675
	退職給付費用	202,211	196,934
	退職給付費用	11,313	12,311
	その他の	30,850	29,429
物件費	事務費	141,645	146,369
	固定資産費	63,030	63,743
	固定資産費	32,245	31,786
	事業費	17,290	17,509
	人事厚生費	1,662	1,942
	預金保険料	4,558	4,489
	その他の	22,858	26,898
税金		17,227	16,976
経費合計		403,248	402,021

■ 役員取引の状況

(単位:千円)

科	目	令和5年度	令和6年度
役員取引等収益	受入為替手数料	23,382	23,437
	受入為替手数料	11,993	11,632
	その他の受入手数料	11,373	11,797
	その他の役員取引等収益	15	7
役員取引等費用	支払為替手数料	46,199	43,350
	支払為替手数料	3,734	3,571
	その他の支払手数料	42,462	39,776
	その他の役員取引等費用	2	1

■ 受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項	目	令和5年度	令和6年度
受取利息の増減		1,383	10,341
支払利息の増減		△ 604	12,523

■ 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	578,313	562,460	582,021	566,468	575,442
経常利益	49,885	34,676	83,762	55,356	55,655
当期純利益	46,753	40,821	82,024	53,320	63,516
預金積金残高	28,940,492	29,023,506	29,463,157	28,879,049	28,621,831
貸出金残高	18,989,878	19,361,913	19,418,011	19,476,651	19,545,508
有価証券残高	2,982,056	2,959,032	2,920,808	2,677,313	2,482,556
総資産額	32,174,770	32,243,014	31,832,577	30,653,433	30,367,134
純資産額	1,589,504	1,606,985	1,631,739	1,641,915	1,608,684
自己資本比率(単体)	8.91%	9.26%	9.60%	9.99%	10.36%
出資総額	1,206,807	1,210,286	1,199,187	1,199,528	1,202,850
うち普通出資総額	606,807	610,286	599,187	599,528	602,850
うち優先出資総額	600,000	600,000	600,000	600,000	60,000
出資総口数	1,453,614口	1,460,572口	1,438,375口	1,439,057口	1,445,701口
うち普通出資口数	1,213,614口	1,220,572口	1,198,375口	1,199,057口	1,205,701口
うち優先出資口数	240,000口	240,000口	240,000口	240,000口	240,000口
出資配当金	10,238	10,220	10,231	10,186	10,200
うち普通出資に対する配当金	3,038	3,020	3,031	2,986	3,000
うち優先出資に対する配当金	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
職員数	56人	50人	46人	46人	45人

(注)・残高計数は期末日現在のものです。

・「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

■ 1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
1店舗当りの預金残高	5,775	5,724
1店舗当りの貸出金残高	3,895	3,909

■ 常勤役職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
常勤役職員1人当りの預金残高	577	584
常勤役職員1人当りの貸出金残高	389	398

■ 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高(百万円)	利息(千円)	利回り(%)	
資金運用勘定	5年度	31,225	539,188	1.72%	
	6年度	30,849	549,529	1.78%	
	うち貸出金	5年度	19,226	490,048	2.54%
		6年度	19,405	495,960	2.55%
	うち預け金	5年度	8,908	14,611	0.16%
		6年度	8,631	21,510	0.24%
うち有価証券	5年度	2,989	28,098	0.93%	
	6年度	2,711	27,262	1.00%	
資金調達勘定	5年度	30,677	11,140	0.03%	
	6年度	30,323	23,664	0.07%	
	うち預金積金	5年度	30,515	11,027	0.03%
		6年度	30,318	23,607	0.07%
	うち譲渡性預金	5年度	-	-	-
		6年度	-	-	-
うち借入金	5年度	154	43	0.02%	
	6年度	-	-	-	

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(5年度136百万円, 6年度135百万円)を控除して表示しております。

■ 有価証券、金銭の信託等の評価

(単位: 百万円)

項目	取得原価又は契約価格	時価	評価損益
有価証券	5年度末	2,720	2,676 ▲ 44
	6年度末	2,620	2,481 ▲ 139
金銭の信託	5年度末	-	-
	6年度末	-	-
デリバティブ等商品	5年度末	-	-
	6年度末	-	-

(注) 1. 「時価」は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会: 平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しております。

なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。

2. 「金銭の信託」及び「デリバティブ等商品」については当組合は取扱がありません。

■ 預貸率及び預証率(期末・期中平均)

(単位: %)

区分	令和5年度	令和6年度	
預貸率	(期末)	67.44	68.28
	(期中平均)	63.00	64.00
預証率	(期末)	9.27	8.67
	(期中平均)	9.79	8.94

(注)

$$1. \text{ 預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

$$2. \text{ 預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

■ 総資産利益率

(単位: %)

区分	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.17	0.17
総資産当期純利益率	0.16	0.19

(注)

$$\text{総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産平均残高}} \times 100$$

(債務保証見返を除く)

■ 総資金利鞘等

(単位: %)

区分	令和5年度	令和6年度
資金運用利回	a	1.72
資金調達原価率	b	1.34
総資金利鞘	a-b	0.38

■ その他業務収益の内訳

(単位: 百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	3	2
その他業務収益合計	3	2

■ 定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
固定金利定期預金	16,724	16,415
積立定期預金	2	1
期日指定定期預金	43	38
変動金利定期預金	49	6
定期預金計	16,819	16,461
非居住者円預金	-	-
外貨預金	-	-
合 計	16,819	16,461

■ 貸出金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
固定金利貸出	5,405	5,196
変動金利貸出	14,070	14,349
合 計	19,476	19,545

■ 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

種 類	貸 出 金				債務保証見返	
	令和5年度末		令和6年度末		令和5年度末	令和6年度末
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	残 高
預 金	617	3.2%	545	2.8%	7	-
有 価 証 券	-		-		-	-
動 産	-		-		-	-
不 動 産	12,784	65.6%	13,077	66.9%	-	9
そ の 他	1	0.0%	1	0.0%	-	-
小 計	13,403	68.8%	13,624	69.7%	7	9
信用保証協会・信用保険	3,112	16.0%	2,967	15.2%	-	-
保 証 証 書	2,871	14.7%	2,810	14.4%	-	-
信 用	88	0.5%	143	0.7%	-	-
合 計	19,476	100.0%	19,545	100.0%	7	9

■ 有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期限の定め のないもの	合 計
令和5年度末								
国 債	-	-	-	-	324	631	-	956
地 方 債	-	-	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	-	-	99	-	-	396	-	495
株 式	-	-	-	-	-	-	26	26
外国証券	99	-	798	299	-	-	-	1,197
その他の証券	-	-	-	-	-	-	0	0
合 計	99	-	897	299	324	1,028	27	2,677
令和6年度末								
国 債	-	-	-	-	305	571	-	877
地 方 債	-	-	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	-	-	98	-	-	296	-	395
株 式	-	-	-	-	-	-	26	26
外国証券	-	98	1,084	-	-	-	-	1,182
その他の証券	-	-	-	-	-	-	0	0
合 計	-	98	1,182	-	305	867	27	2,482

経営管理体制

■法令等遵守（コンプライアンス）の体制

「コンプライアンス」とは、金融機関の役職員として、その公共的使命と社会的責任を果たすため、関係法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を全うする事をいいます。

当組合では、「コンプライアンス」を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、総務部内にコンプライアンス部門を設置し、「倫理規定」と「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布、年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定し、日常業務のあらゆる場で、法令等遵守の徹底に努めております。

■統合的リスク管理体制

金融環境の変化に伴い金融機関業務は複雑化・多様化しており、経営におけるさまざまなリスクを適切に管理するなど、経営の自己責任が強く求められています。

当組合は、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付けし、統合的なリスク管理を行うためにリスク管理委員会を設置しているほか、監査部内にリスク管理部門を設けて統合的リスク管理の強化・充実に努めております。

○信用リスク管理

信用リスクとは、貸出先等が条件どおりの債務履行ができなくなることにより損失を被るリスクのことをいいます。与信審査は審査部が担当し当組合で定める審査基準に基づき、厳正かつ適切な審査を行っております。

○市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、及び株式等の相場の変動により損失を被るリスクのことをいいます。資金運用は『市場リスク管理規程』、『資金運用規程』に定めた基準に従い、理事会・常務会の承認を受けた「資金運用計画」に基づき総務部が担当、運用内容については常務会に報告し資金運用の適正化を図っております。

○流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流失などにより、資金繰りに支障をきたす場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことをいいます。

『流動性リスク管理規程』に定めた基準に従い総務部が担当、当組合における流動性リスクは、的確なポジションを確保するため、預金や貸出金を日常的に集中管理するとともに、当組合の資金調達・運用構造に即した適格且つ安定的な資金繰り体制をとっております。

○オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動もしくは、システムの不適切である事又は外部的な事象により損害を被るリスクであります。主に「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「風評リスク」に分類され、特に「事務リスク」と「システムリスク」については管理方法を定め、当組合の規模・特性を踏まえ、合理的且つ実効性のある内部管理体制を構築することにより、当該リスクの発生を未然に防止するとともに、経営に対する影響を極小化させることを基本方針としております。

（事務リスク管理）

事務リスクとは、事務上のミスや不正等により損失が発生するリスクのことをいいます。

監査部による臨店監査のほか、営業店における店内検査も実施、事務状況チェックを行い事故発生の未然防止のほか、事務処理の向上のため事務指導を行い、業務運営の適正化を図っております。

（システムリスク管理）

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止、誤作動等、システムの不備、コンピュータの不正使用により、信用組合業務の遂行並びに顧客へのサービス提供に支障が発生し、その結果として有形無形の損失を被るリスクです。

当組合では、コンピュータシステムのより一層の安全・安定稼動のために、全国の信用組合の共同オンラインセンターに加盟し、業務の遂行に支障がないように努めております。

■ マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、「マネロン等」という。）を防止し、業務の適切性を確保するため、「当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、組合内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び 拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置づけ、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

1. 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
2. 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
3. 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等の評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに北海道警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じて、当該お取引に制限をさせて頂くことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

資金調達

■預金種目別平均残高

(単位: 百万円・%)

種 目	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	12,846	42.1	12,809	42.3
定期性預金	17,669	57.9	17,508	57.7
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-
合 計	30,515	100.0	30,318	100.0

資金運用

■貸出金種類別平均残高

(単位: 百万円・%)

種 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	117	0.6	123	0.6
手形貸付	1,288	6.7	1,352	6.9
証書貸付	16,966	88.2	17,137	88.3
当座貸越	854	4.4	792	4.0
合 計	19,226	100.0	19,405	100.0

■有価証券種類別平均残高

(単位: 百万円・%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	921	30.8	993	36.6
地 方 債	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-
社 債	499	16.7	491	18.1
株 式	26	0.9	26	1.0
外国証券	1,541	51.6	1,199	44.3
その他の証券	0	0.0	0	0.0
合 計	2,989	100.0	2,711	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

■貸出金業種別残高・構成比

(単位: 百万円・%)

種 目	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製造業	478	2.4	469	2.3
農業、林業	65	0.3	61	0.3
漁業	1	0.0	1	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	9	0.0	5	0.0
建設業	2,594	13.3	2,863	14.6
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	52	0.2	97	0.4
運輸業、郵便業	72	0.3	80	0.4
卸売業・小売業	1,577	8.0	1,639	8.3
金融業、保険業	119	0.6	120	0.6
不動産業	6,809	34.9	7,002	35.8
物品貸貸業	6	0.0	7	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	76	0.3	74	0.3
宿泊業	45	0.2	47	0.2
飲食業	632	3.2	591	3.0
生活関連サービス業	1,194	6.1	1,148	5.8
娯楽業	-	-	-	-
教育、学習支援業	6	0.0	4	0.0
医療、福祉	21	0.1	17	0.1
その他のサービス	995	5.1	949	4.8
その他の産業	146	0.7	136	0.6
小 計	14,905	76.5	15,318	78.3
地方公共団体	87	0.4	143	0.7
雇用・能力開発機構等	-	-	-	-
個人(住宅・消費・納税資金等)	4,483	23.0	4,083	20.8
合 計	19,476	100.0	19,545	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■預金者別預金残高

(単位: 百万円・%)

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	23,225	80.4	22,671	79.2
法 人	5,653	19.6	5,950	20.8
一般法人	5,276	18.3	5,524	19.3
金融機関	1	0.0	0	0.0
公 金	375	1.3	425	1.5
合 計	28,879	100.0	28,621	100.0

■貸出金使途別残高

(単位: 百万円・%)

種 目	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	6,406	32.8	6,158	31.5
設備資金	13,070	67.1	13,386	68.4
合 計	19,476	100.0	19,545	100.0

■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位: 百万円・%)

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	927	31.6	842	31.4
住宅ローン	2,007	68.3	1,838	68.5
合 計	2,935	100.0	2,680	100.0

■貸出金償却の額

(単位: 百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	0	4

*貸出金償却額は、前期までの引当額を控除した実質払出額を記載しております。

苦情処理措置・紛争解決措置

・苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【窓口：函館商工信用組合 業務部】0138-23-2102

受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および金融機関の休業日は除く）

受付時間 午前9時～午後5時

なお、苦情処理の手続きについては、上記の窓口までお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.hakodate.shinkumi.jp/>

・紛争解決措置

札幌弁護士会 紛争解決センター（電話：011-251-7730）

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

上記センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記函館商工信用組合業務部または下記窓口までお申し出ください。

また、お客様から前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。

① 移管調停

東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

② 現地調停

東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日

（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031

東京都中央区京橋1-9-5

【自己資本の充実の状況について】

◆ 定性的な開示項目

1 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、主に地域のお客さまからお預りしている（普通）出資金のほか、資本剰余金および利益剰余金等のほか、優先出資金により構成されています。なお当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

・普通出資	①発行主体：函館商工信用組合
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：602百万円
・非累積的永久優先出資	①発行主体：函館商工信用組合
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：600百万円
	③配当率 年0.60%

* 優先出資発行額1,200百万円のうち594百万円を繰越欠損金の補填に充当し、5百万円は資本準備金に計上しております。

2 信用協同組合等の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関して、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、与信業務の基本的な理念や手続き等について、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しております。

- ①株式会社日本格付研究所(JCR)
- ②株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ③スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(S&P)
- ④フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(Fitch)
- ⑤ムーディーズ・ジャパン株式会社(Moody's)

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

4 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減方法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための処置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証などによる保全措置を講じておりますが、これらはあくまでも補完的位置付けと認識しております。当組合では、融資の取上げに際し、資金用途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな点から判断を行っております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないように融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める「事務取扱規程」及び「不動産担保評価基準」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益が失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合が定める「事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、保証として信用保証協会保証、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、信用保証協会保証は政府保証と同様と判断しております。

また、信用リスク削減手法の適正に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引及び長期決済期間取引の該当はありません。

6 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、証券化取引を行っておりません。

ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当組合は、証券化取引を行っておりません。

ハ 証券化取引に関する会計方針

当組合は、証券化取引を行っておりません。

ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

当組合は、証券化取引を行っておりません。

7 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

当組合ではオペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスクを主として業務の遂行プロセスや外部的な事象により様々な損害が発生しうるリスクと考え各管理規程に管理態勢や管理方法を定める確にリスクを認識し評価を行い、リスクの顕現化の未然防止や発生時の影響度の極小化に努めております。 リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、本部部长会、常務会において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会を含め経営陣に対する報告態勢を整備しております。

ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

8 出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合保有の非上場株式、出資金等が該当しますが、当組合が定める「有価証券運用基準」などの諸規則及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な運用と会計処理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣への報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、これらのエクスポージャーは、売却等を行う目的のものではなく、時価はありません。

9 金利リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（BPV）の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムにより定期的に計測を行い、協議検討するとともに経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

ロ 信用協同組合等が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIに関する事項は以下のとおりです。

- (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- (2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- (3) 流動性預金への満期の割当て方法は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金(流動性預金)のうち、引出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、または、③現残高の50%のうち、最小となる額を満期の平均を2.5年と仮定して、金利リスク量を算定しております。
- (4) 固定金利貸出の期限前償還および定期預金の期限前解約は、金利リスクの算出において考慮しておりません。
- (5) IRRBBの算出にあたり、当組合において本邦通貨(円)以外の金融資産・金融負債はありません。
- (6) IRRBBの算出にあたり、スプレッドおよびその変動は考慮しておりません。
- (7) 内部モデルは使用しておりません。
- (8) 自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を鑑みて、健全性については問題ありません。

Δ EVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、パーセンタイル値を用いて算出しています。

【自己資本の充実の状況について】

◆ 定量的な開示項目

■ 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	1,612	1,669
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,205	1,208
うち、利益剰余金の額	417	471
うち、外部流出予定額(Δ)	10	10
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	45	39
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	45	39
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,657	1,708
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2	2
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2	2
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2	2
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	1,655	1,706
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	15,626	15,587
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	95	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	95	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	944	873
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	16,570	16,460
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)÷(ニ))	9.99%	10.36%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■ 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	15,626	625	15,587	623
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	15,531	621	15,587	623
(i) ソブリン向け	158	6	161	6
(ii) 金融機関向け	1,423	56	1,441	57
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			-	-
(iii) カバード・ボンド向け			-	-
(iv) 法人等向け	3,643	145	2,761	110
(V) 中小企業等・個人向け	1,543	61		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			1,949	77
トランザクター向け			34	1
(vii) 抵当権付住宅ローン	1,225	49		
(viii) 不動産取得等事業向け	5,293	211		
(ix) 不動産関連向け			7,369	294
自己居住用不動産等向け			691	27
賃貸用不動産向け			5,949	237
事業用不動産関連向け			727	29
その他不動産関連向け			0	0
A D C向け			0	0
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			200	8
(xi) 三月以上延滞等	148	5		
(xii) 延滞等向け			107	4
(x iii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			28	1
(x iv) 出資等	0	0		
出資等のエクスポージャー	0	0		
重要な出資のエクスポージャー	-	-		
(x v) 株式等			26	1
(x vi) 重要な出資のエクスポージャー			-	-
(x vii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資金等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものにかかるエクスポージャー	500	20	502	20
(x viii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	100	4	100	4
(x ix) その他	1,492	59	1,069	42
② 証券化エクスポージャー			-	-
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			-	-
ルック・スルー方式			-	-
マンデート方式			-	-
蓋然性方式 (250%)			-	-
蓋然性方式 (400%)			-	-
フォールバック方式 (1250%)			-	-
④ 未決済取引			-	-
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			-	-
⑥ CVAリスク相当額を8%パーセントで除して得た額 (簡便法)			-	-
⑦ 中央精算機関関連エクスポージャー			-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%パーセントで除して得た額	944	37	873	34
BI			582	
BIC			69	
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	16,570	662	16,460	658

- (注)
- 所要自己資本の額=リスクアセットの額 × 4%
 - 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 - 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 - 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが15.0%になったエクスポージャーのことです。
 - 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - 3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
 - 「その他」とは、(i)～(x viii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には取立未済手形、出資金、その他資産、有形・無形固定資産、株式、繰延税金資産が含まれます。
 - 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
 - オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。（令和5年度計数）。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞	
粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%	÷ 8%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数	

- 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和6年度計数）。
- 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%

■ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 <地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高							
	5年度		6年度		5年度		6年度	
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度
製造業	478	469	478	469	-	-	83	50
農業、林業	65	61	65	61	-	-	7	5
漁業	1	1	1	1	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	9	5	9	5	-	-	-	-
建設業	2,601	2,874	2,601	2,874	-	-	38	32
電気、ガス、熱供給、水道業	0	0	-	-	-	-	-	-
情報通信業	52	97	52	97	-	-	-	-
運輸業、郵便業	72	80	72	80	-	-	-	27
卸売業・小売業	1,577	1,639	1,577	1,639	-	-	116	131
金融業、保険業	8,929	8,913	119	120	1,700	1,600	-	-
不動産業	6,809	7,002	6,809	7,002	-	-	2	1
物品賃貸業	6	7	6	7	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	76	74	76	74	-	-	32	32
宿泊業	45	47	45	47	-	-	-	-
飲食業	632	591	632	591	-	-	3	3
生活関連サービス業、娯楽業	1,194	1,148	1,194	1,148	-	-	-	-
教育、学習支援業	6	4	6	4	-	-	-	-
医療、福祉	21	17	21	17	-	-	-	-
その他のサービス	995	949	995	949	-	-	-	33
その他の産業	146	136	146	136	-	-	-	-
国・地方公共団体等	1,080	1,136	87	143	993	993	-	-
個人	4,483	4,083	4,483	4,083	-	-	43	44
その他	1,469	1,149	-	-	-	-	-	-
業種別合計	30,756	30,492	19,483	19,556	2,693	2,593	327	362
1年以下	7,301	7,225	1,633	1,697	100	-	-	-
1年超3年以下	660	839	660	739	-	100	-	-
3年超5年以下	1,625	1,788	725	688	900	1,100	-	-
5年超7年以下	1,529	1,171	1,229	1,171	300	-	-	-
7年超10年以下	3,344	3,323	2,741	2,720	303	303	-	-
10年超	14,181	14,229	12,492	12,539	1,089	1,090	-	-
期間の定めのないもの	641	764	-	-	-	-	-	-
その他	1,469	1,149	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	30,756	30,492	19,483	19,556	2,693	2,593	-	-

(注)1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - 3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
- 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、未収利息、取立未済手形、出資金、その他資産、株式、繰延税金資産等が含まれます。
- CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
- 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
- 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

■ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	30	34	-	30
	令和6年度	34	29	-	34
個別貸倒引当金	令和5年度	70	103	-	70
	令和6年度	103	124	11	91
合計	令和5年度	101	138	-	101
	令和6年度	138	154	11	126

当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高に含めておりません。

■ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		5年度	6年度
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度		
製 造 業	27	42	15	1	-	15	42	29	-	7
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	4	8	5	-	1	5	8	3	-	3
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-	-	9	-	-	-	9	-	-
卸 売 業・小 売 業	25	37	12	17	-	4	37	50	-	-
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	13	12	-	1	-	-	12	13	-	-
宿 泊 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	-	-	-	19	-	-	-	19	-	-
そ の 他 の 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-
合 計	70	103	36	47	3	26	103	124	-	16

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現金	679	-	679	-	-	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	996	-	996	-	-	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	143	-	143	-	-	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	8,411	-	8,411	-	1,441	17
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	3,629	608	3,189	59	2,761	85
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,723	3,567	2,550	135	1,949	73
トランザクター向け	-	883	-	76	34	45
不動産関連向け	10,091	-	10,080	-	7,369	73
自己居住用不動産等向け	1,344	-	1,343	-	691	51
賃貸用不動産向け	8,047	-	8,040	-	5,949	74
事業用不動産関連向け	699	0	696	0	727	105
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	200	-	200	-	200	100
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	122	-	112	-	107	95
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	28	-	28	-	28	100
取立未済手形	3	-	3	-	-	0
信用保証協会等による保証付き	2,696	-	2,695	-	161	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	26	-	26	-	26	100
合計					42,184	

(注)1. 最終化されたパーゼルⅢの摘要に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

■ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(GCF・信用リスク削減効果適用後)												
	0%	10%	30%	35%	45%	50%	56.25%	60%	70%	75%	80%	85%	
	2024年度												
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,139	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	1,204	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,248
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	76	628	-	-	-	1,522	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	76	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	572	1,335	1,638	-	9	751	67	1,683	-	-	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	791	-	-	-	-	-	552	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	572	544	1,638	-	9	751	-	1,131	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	67	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	38	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付き	1,082	1,613	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	2,222	1,613	1,777	1,335	1,715	666	9	751	67	3,206	-	3,248	-

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)										
	90%	93.75%	100%	105%	110%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2024年度										
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,139
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,204
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,248
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	458	-	-	-	-	-	-	-	2,686
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	76
不動産関連向け	55	158	-	3,229	573	3	-	-	-	-	10,080
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,343
賃貸用不動産向け	-	158	-	3,229	-	3	-	-	-	-	8,040
事業用不動産関連向け	55	-	-	-	573	-	-	-	-	-	696
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	200	-	-	-	200
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	48	-	-	26	-	-	-	-	112
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	28	-	-	-	-	-	-	-	28
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付き	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,695
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	26	-	-	26
合計	55	158	534	3,229	573	30	200	26	-	-	21,423

(注)最終化されたパーゼルⅢの摘要に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

■ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額 令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0 %	-	1,972
10 %	-	2,872
20 %	1,204	7,125
35 %	-	3,500
50 %	-	-
75 %	-	2,756
100 %	986	8,544
150 %	-	1,762
250 %	-	-
1250 %	-	-
その他	-	-
合計	2,190	28,533

(注)1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りません。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

(単位:百万円)

令和6年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	6,949	-	-	4,747
40%～70%	3,138	883	10.000	3,210
75%	3,271	2,646	10.000	3,206
80%	-	-	-	-
85%	3,629	608	11.000	3,248
90%～100%	802	37	10.000	749
105%～130%	3,804	-	-	3,802
150%	244	-	-	30
250%	227	-	-	-
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	0	-	-	-
合計	22,068	4,176	10.000	18,996

(注)1. 最終化されたバーゼルⅢの摘要に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

2. 「CCFの加重平均値(%)とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エク

<派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項>

該当事項なし

<証券化エクスポージャーに関する事項>

該当事項なし

<信用リスク削減手法に関する事項>

■ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証	
	5年度	6年度	5年度	6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー				
① ソブリン向け	-	-	-	-
② 金融機関向け	-	-	-	-
第1種金融商品取引業者及び保険会社向け		-		
③ カバード・ボンド		-		
④ 法人等向け	449	445	686	0
⑤ 中小企業等・個人向け	174		-	
⑥ 中堅中小企業・個人向け		391		628
⑦ 抵当権付住宅ローン	-		-	
⑧ 不動産取得等事業向け	50		-	
⑨ 不動産関連向け		25		
自己居住用不動産等向け		1		
賃貸用不動産等向け		7		
事業用不動産関連向け		16		
その他不動産関連向け		0		
ADC向け		0		
⑩ 劣後債権及びその他資本性証券等				
⑪ 三月以上延滞等	-	-	-	-
⑫ 延滞等向け				
⑬ 自己住居用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞				
⑭ 出資等		-	-	-
出資等のエクスポージャー		-	-	-
重要な出資のエクスポージャー		-	-	-
⑮ 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー		-	-	-
⑯ その他		-	-	-

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年度金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

3. 「その他」とは、①～⑮に区分されないエクスポージャーです。

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	-	-	-	-
非 上 場 株 式 等	127	-	127	-
合 計	127	-	127	-

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記の出資等エクスポージャーは、売却等を行う目的のものではなく時価はありません。

ロ.出資金等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
 該当事項なし

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額
 該当事項なし

ニ.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
 該当事項なし

<金利リスクに関する事項>

■ 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

銀行勘定の金利リスク(通称:IRRBB)									
項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		ΔEVE				ΔNII			
		令和5年度		令和6年度		令和5年度		令和6年度	
1	上方パラレルシフト	272	205	0	0	0	0	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0	0	0	0	0
3	スティープ化	241	180						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	272	205	0	0	0	0	0	0
		ホ				へ			
		令和5年度				令和6年度			
8	自己資本の額	1,655				1,706			

- (注1) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
 (注2) 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、平成31年からΔEVEを、令和2年3月末からΔNIIを開示しております。
 ※ ΔEVEとは、IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
 ※ ΔNIIとは、IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

■協金法及び金融再生法に基づく債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D) / (A)	貸倒引当 金引当率 (C) / (A-B)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和5年度	115	76	39	115	100.00	100.00
	令和6年度	207	125	82	207	100.00	100.00
危 険 債 権	令和5年度	201	131	64	195	97.34	92.29
	令和6年度	132	86	42	129	97.79	93.59
要 管 理 債 権	令和5年度	10	10	0	10	0.00	0.00
	令和6年度	17	17	0	17	0.00	0.00
うち 三 月 以 上 延 滞 債 権	令和5年度	10	10	0	0	0.00	0.00
	令和6年度	17	17	0	17	0.00	0.00
うち 貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和5年度	0	0	0	0	0.00	0.00
	令和6年度	0	0	0	0	0.00	0.00
不 良 債 権	令和5年度	327	218	103	322	98.37	95.09
	令和6年度	356	229	124	354	99.18	97.71
正 常 債 権	令和5年度	19,175					
	令和6年度	19,216					
合 計	令和5年度	19,503					
	令和6年度	19,573					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（上記1. を除く）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「うち三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金（上記1. および2. を除く）です。
5. 「うち貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1. 2. 及び4. を除く）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権（上記1. 2. 及び3. を除く）です。
7. 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
8. 「貸倒引当金（C）」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しています。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」の中の社債（その元本の償還及び利息の支払いの全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

その他業務

■代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
全国信用協同組合連合会	-	-
株式会社商工組合中央金庫	-	-
株式会社日本政策金融公庫	-	-
独立行政法人住宅金融支援機構	86	67
独立行政法人福祉医療機構	0	0
そ の 他	-	-
合 計	86	67

■内国為替取扱実績

(単位：百万円、件)

区 分		平成5年度末		平成6年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送 金 ・ 振 込	仕 向	14,578	9,981	13,942	11,059
	被 仕 向	34,197	15,385	34,610	16,841
代 金 取 立	仕 向	2	2	-	-
	被 仕 向	-	-	-	-

手数料一覧表

函館商工信用組合
2025年4月1日現在
(消費税込、単位:円)

手数料名	区分	金額	手数料名	区分	金額
為替手数料			発行手数料		
振込手数料		3万円未満 3万円以上	残高証明(預金)		
同一店内	窓口振込(組合員の方)	110円	110円	330円	
	窓口振込(組合員外の方)	220円	440円	(預金・融資) 660円	
	視覚障害者等	110円	330円	(預金・融資・出資) 990円	
本支店	窓口振込	220円	440円	(その他、1部につき) 330円	
	視覚障害者等	110円	330円	(オンライン端末作成不可の場合) 550円	
	(他店取引先当座入金も同様)			1勘定1枚につき	
他行	窓口振込	550円	770円	取引証明(1部につき) 330円	
	視覚障害者等	440円	660円	小切手帳(1冊につき) 660円	
振込金訂正依頼手数料		660円	自己宛小切手(1枚につき) 550円		
振込金組戻依頼手数料		660円	手形帳(1冊につき) 880円		
代金取立手数料(同一店)		無料	マル専手形(1枚につき) 550円		
代金取立手数料(本支店)		440円	取引履歴明細表(法人のみ)		1件 330円
代金取立手数料(他行)		660円	1枚ごとに		110円
個別取立料		1,100円	借用専用特形(1枚につき) 220円		
取立手形店頭呈示料		1,100円	普通預金入金帳(1冊につき) 1,100円		
代金取立手形組戻手数料		1,100円	代理人カード(1枚につき) 1,100円		
不渡手形返却手数料		1,100円	当座勘定照合表(オンライン端末作成成分) 110円		
※手形・小切手等による口座入金は無料となります			振込案内手数料(月1先につき) 1,100円		
※個別取立は電子交換所不参加金融機関への取立てに郵送対応が必要となるものです			自動送金手数料(年間管理手数料) 660円		
株式払込等取扱手数料			再発行手数料		
5千万円未満	2.5/1,000	×1.10円	通帳・証書・カード1枚につき 1,100円		
5千万円以上	2.0/1,000	×1.10円	証書貸付返済予定表 1,100円		
1億円未満	1.5/1,000	×1.10円	マル専口座開設手数料 3,300円		
1億円以上			破産管財人等特殊口座開設手数料(1口座につき) 11,000円		
3億円未満			<small>《対象となる口座名義》破産管財人、相続財産管理人(清算人)、不在者財産管理人、遺言施行者、遺言整理受任者、再生債務者等</small>		
			口座管理法に基づく相続時照会手数料(1口座につき) 5,060円		
両替手数料			不動産担保調査手数料		
1~50枚		無料	1件につき		55,000円
51~100枚		220円	(住宅ローン)		55,000円
101~500枚		330円	証書貸付繰上返済手数料(10万円未満は不要)		
501~1,000枚		550円	300万円未満	3,300円	
1,001枚以上(1,000枚ごとに加算)		330円	1,000万円未満	11,000円	
大量硬貨入金手数料			3,000万円未満	33,000円	
1~300枚		無料	3,000万円以上	55,000円	
301~1,000枚		330円	賃貸物件ローン融資事務手数料		
1,001~2,000枚		550円	1件につき		55,000円
2,001枚以上(1,000枚ごとに加算)		220円	貸付条件変更手数料		
保有個人情報開示手数料			1件につき		11,000円
店頭交付の場合	1件につき	550円	代位弁済取消手数料		
郵送による場合	1件につき	990円	1件につき		3,300円
			融資証明書発行手数料		
			1通につき		5,500円
			融資完済証明発行手数料		
			1通につき		5,500円

「でんさいサービス」手数料一覧表

函館商工信用組合
2024年8月01日現在
(消費税込、単位:円)

	取引種別	備考	利用料
	月額基本料		無料
	取引種別	備考	1件当たりの利用料
1	各種記録請求	発生記録、譲渡記録、支払等記録等	770円
2	変更記録請求	※利用者属性情報(社名、代表者、住所等)の変更は無料	2,200円
3	開示	通常開示	1,100円
		特例開示	3,300円
		残高の開示(定例発行方式) 残高証明書 ※郵送先が複数の場合は郵送先数分	2,200円
		残高の開示(都度発行方式) 残高証明書	4,400円
4	証明書発行手数料	※残高証明書以外	550円
5	支払不能通知	訂正、取消	3,300円
6	支払不能情報	照会	3,300円
7	口座間送金決済		220円
8	でんさい割引	※当組合宛の上記「1. 譲渡記録請求手数料」は無料	220円

※「でんさいサービス」手数料は、1日から末日までのひと月分を翌月20日(休業日の場合は翌営業日)に決済口座より引落しいたします。

《 地域貢献 》(信用組合の社会的責任 (CSR) に関する事項等)

■社会貢献活動

函館商工信用組合は、地域社会の一員として地域のみなさまに少しでもお役にたちたいと考え、地域社会と共に歩む「良き市民」として、積極的に社会への貢献活動に取り組んでいます。

<地域行事への参加>

毎年7月は、北斗市最大の夏まつりイベントである「北斗市夏まつり」の山車行列に北斗支店職員が参加しています。また、8月には「函館港まつり」に全店の役職員やその家族が参加し、地元函館・北斗市の夏を楽しみながら、地域活性化に努めています。

<献血活動>

当組合では、毎年9月1日～7日までの「しんくみの日週間」にあわせて、役職員及び組合員の皆様とともに献血活動を実施しております。また、道内7信組が「献血サポーター」へ参加することにより、献血活動のさらなる普及・啓発を行っています。

<地域清掃活動>

当組合では、毎年9月1日～7日までの「しんくみの日週間」にあわせて、各店舗の店周地域の地域清掃活動を行っています。清掃活動には役職員やその家族も参加し、より良い街づくりの取り組みを行っています。令和6年度は、湯川支店の店周地域の清掃を実施しました。

<社会福祉事業への協力>

全国の信用組合と(株)オリエントコーポレーションは、社会貢献型クレジットカード「しんくみピーターパンカード」の取扱を行っています。令和6年度は、社会福祉法人函館カトリック社会福祉協会「児童発達支援センター うみのほし」様へ寄付金を贈呈しました。

<運転免許証返納応援定期の取扱い>

近年多発している高齢者の運転事故の防止および運転免許証返納率の向上に貢献できるよう、当組合では令和1年8月より函館西警察署と提携し、「運転免許証返納者向け金利上乘せ定期預金」を販売しています。また、「北海道高齢者運転免許自主返納サポート制度」の協賛事業者としても取り組んでいます。

《中小企業の経営改善及び地域活性化のための取り組み》

平成 21 年 12 月に施行された「中小企業円滑化法」は平成 25 年 3 月末で終了しましたが当組合は中小零細企業や住宅ローンをご利用いただいているお客様からの、貸付条件の変更等や円滑な資金供給といったご要望に、引き続ききめ細やかな対応を継続する中で、コンサルティング機能の一層の発揮等による経営支援の強化に取り組んでいます。

当組合では、お客様に対するコンサルティング機能を発揮するうえで最も重要なことは、お客様との信頼関係を築くことであると考えております。こうした活動を通じてお客様の経営実態を把握し、抱えておられる経営課題等の相談を親身になって対応できるよう心がけています。さらに経営改善計画の策定支援や北海道中小企業活性化協議会の活用等お客様にとって最善のアドバイスを行うことに注力しています。今後もお客様の金融円滑化を通じて地域貢献に取り組んでまいります。

【中小企業支援に関する取組状況】

- ・ 定期的かつ継続した親密な関係を築く中から事業性を評価した無担保ローン「With」の取扱。
- ・ 日本政策金融公庫との協調商品「グローイングアップ」を発売し、中小企業を支援。
- ・ 公益社団法人函館法人会との業務連携覚書締結。
- ・ 中小零細企業の職員への福利厚生や雇用の安定の一助となる「職域ローン」の取扱。
- ・ 事業者の再生に向けた取組みを支援する目的で、道内信用組合、信用金庫、北洋銀行、北海道銀行、北海道信用保証協会、中小企業基盤整備機構とともに事業再生ファンドへの参画。
- ・ 地域資源や事業シーズなどを活用した新たな産業の創出や新分野への進出に取組む中小企業等を支援するため、北海道、中小企業基盤整備機構、道内金融機関などが組成したファンドへの参画。

《地域密着型金融機関の取り組みについて》

当組合は、「中小企業に対する金融円滑化のため、柔軟・迅速に資金需要に対応すること」を事業計画の最重要課題と位置づけ、これまでも地域のお客様の金融円滑化へ向けて積極的な取り組みを進めて参りました。また、「経営基盤の強化」により中小企業者・勤労者の皆様に地域金融機関としての役割を果たすべく全力を注いでいます。

【地域密着金融の更なる推進】

- ・ 企業診断による必要な解決策の提言、支援を図るためのコンサルティング機能の発揮
- ・ 地縁・人縁の顧客基盤による情報提供・経営改善・相談等のサービス提供
- ・ 事業価値を見極める融資手法の検討と、中小企業者に適した資金供給手法の取組
- ・ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

【経営基盤の強化】

- ・ 中小企業者の経済対策資金・新規創業育成
- ・ 勤労者の生活安定・向上支援

- ・少子高齢化社会に対応する取引顧客強化及び地域社会への積極的参加

【態勢整備の状況】

当組合は、地元地域のお客様のもとに訪問する「渉外業務」を態勢的に継続して確保し、お客様との面談により「生の声」を拝聴し預金・融資の各種事務手続き・相談業務を図ってまいりました。

地域金融機関として、地元のお客様に対する「訪問活動」であります。一番大切な取組みとして揺らぐことのない信念に基づき活動しています。また、内部融資担当者と連携して、新規融資・経営改善相談・アドバイス等と共に、金融円滑化支援に対する相談・受付等を取計い、地域のお客様の一番身近な金融機関としてスピード感を持って行動することを心がけています。

また、平成24年12月21日付で経営革新等支援機関として主務大臣から認定書を拝受しました。地域金融機関として「経営革新等支援機関」として果たすべく、その責務を十分認識し組織一丸となって取り組んでいます。

外部機関との連携については、審査部が中心となり営業店をサポートする形で、平成23年度から継続して北海道経済産業局を中心とする「中小企業支援ネットワーク強化事業」の支援機関として積極的に参画してまいりました。「北海道中小企業支援ネットワーク」事務局、北海道信用保証協会の支援機関に参加、地元商工会議所・商工会、北海道中小企業活性化協議会とも従来から連携関係を構築しています。

また平成29年度より日本政策金融公庫と「業務提携・協力に関する覚書」を締結し創業支援・中小企業に対する経営改善支援などを協力して進めるなど外部機関と積極的にかかわっています。

【取組み状況】

・創業・新事業開拓

創業及び新規事業の起業者に対し、地縁・人縁・取引先からの紹介を通して、営業店長のトップセールスおよび渉外係りによる融資渉外により可能な限りの金融支援と地元経済の活性化に繋がる取組みを行っています。

・創業・新事業支援の実績

令和6年度中 10 件、 48.8 百万円

(注) 創業・新事業支援に資金用途を限定した融資商品の実績のほか、当組合融資等のうち創業・新事業支援として実績の把握が可能なものも含んでおります。

・成長段階

円滑な資金供給及び返済条件の緩和に取組み、資金繰りの安定化を目指した金融支援策を展開しています。担保・保証に過度に依存しない融資の取組みとして、北海道信用保証協会の「創業貸付」、保証会社提携の「どんどこ〜い」を活用しています。

■「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性についてはお客さまとの丁寧な対話により、法人と経

営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

【「経営者方針に関するガイドライン」への取組方針】

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧にご説明し、お客様にご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

1. お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額を含め総合的な検討を行います。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者との間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3. お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1. ①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

■経営者保証相談窓口

【自組合本部】

函館商工信用組合 審査部

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：9時～17時

電話：0138-23-2102

「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況

項目	令和5年度	令和6年度
新規に無担保で融資した件数	193	180
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	26%	28%
保証契約を解除した件数	7	4
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0	1

■融資を通じた地域貢献

(1) 貸出先数・金額

(金額単位：百万円)

区分	先数	金額
事業者	843	16,066
個人	1,002	3,334
地方公共団体	1	143
合計	1,846	19,545

(2) 地方自治体の制度融資の取扱状況

当組合は北海道や函館市・北斗市の中小企業向け制度融資の取扱窓口に指定されており、令和6年度は479件2,309百万円のご利用をいただいております。

・制度の名称

北海道中小企業総合振興資金

函館市中小企業融資制度

北斗市中小企業振興資金

・制度の内容

各地域内における中小企業者等の経営基盤の強化および事業の活性化を促進するため必要な資金の融資の円滑化を図るため、事業資金を主体とした資金需要に対応するために定められたものです。

・融資条件等

中小企業の資格を有し運転・設備資金等の事業資金であることのほか、各資金の種類によりさまざまな条件があります。

(3) 道内7信組の統一融資商品の取扱い延長

道内信組で共同開発した無担保金融商品「アシスト7」について、低迷が続く道内景気の経済情勢を踏まえ、引き続き中小企業の需要があるとみて、取扱期間を令和8年3月末まで延長し、資金供給の円滑化に努めています。

(4) 融資商品の概要と実績

当組合では、次のような消費者向けローンを発売しております。(全て保証会社の保証が受けられる方が対象)

(単位：千円)

商品名	R7. 3. 31 現在の取扱実績	
	件数	金額
マイカーローン	401	389,643
教育ローン	27	22,963
リフォームローン	61	87,577
フリーローン	240	239,121
目的ローン	5	2,353
シルバーライフローン	5	2,502
カードローン	351	126,183
しんくみ住宅ローン	95	951,028
取扱高合計	1,149	1,821,370

■ 「しんくみ友の会」の活動状況

しんくみ友の会は、昭和50年に当組合の取引先相互の親睦と発展を図ることを目的として結成され、令和7年3月現在の会員数は全店合わせて248名で各営業店ごとに活動しており、懇親会・ビール会・親睦旅行会などを行っています。

令和6年9月、「しんくみ湯川支店友の会」は、友の会会員、取引先様からの協力により、「令和6年能登半島地震」被災者に対し日本赤十字社を通して、災害義捐金を贈呈しました。

<令和6年活動状況>

各店友の会 (会員数)	活 動 状 況
本店営業部 (72名)	2月総会・新年懇親会、7月ビール会、 10月パークゴルフ大会、
湯川支店 (57名)	2月総会・新年懇親会、7月ビール会、9月 令和6年能登半島地震災害義援金贈呈、10月旅行会、
北斗支店 (42名)	2月総会・新年懇親会、6月パークゴルフ大会、 7月ビール会、10月旅行会、
美原支店 (42名)	2月総会・新年懇親会、6月パークゴルフ大会、 7月ビール会、11月旅行会
富岡支店 (35名)	2月総会・新年懇親会、5月パークゴルフ大会、 7月ビール会、10月旅行会、12月忘年会

■ 報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

なお、理事及び監事の賞与の支払実績はありません。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	25	50
監 事	7	8
合計	33	58

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事9名、監事3名です（退任役員を含む。）。

注3. 令和6年度において役員退職慰労金の支払いはありません。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

■ 総代会について

1. 総代会の仕組み（役割）

- (1) 信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。従って、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。しかし当組合は、組合員が1万人を超え総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより、総会に代えて総代会制度を採用し、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するよう、努めております。
- (2) 総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。従って、総代会は総会と同様に、組合員一人ひとりの意見が当組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営されます。
- (3) 当組合では、総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および「総代選挙規約」に基づき、公正な手続きを経て選出されます。
当組合では取引店舗毎、5つの選挙区に分け、総代の選出を行っております。

(1) 総代の任期・定数

総代の任期は3年で、総代定数は、100人以上110人以内となっております。
なお、令和7年3月に任期満了に伴う総代改選を行い、110名の総代を選出しております。

(2) 総代の選任方法

総代は、組合員の代表として、組合員の総意を当組合の経営に反映する重要な役割を担っており組合員の幅広い層から、定款、総代選挙規約に則り公正な手続きを経て選出されます。
総代は、組合員であることが必要であり、総代選挙規約に則り、5選挙区毎に、立候補した候補者の中から、その選挙区に属する組合員の選挙により選出されます。
なお、立候補者が、当該地区の総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として投票は、行っておりません。

3. 総代会の議決事項

第69回通常総代会が、令和7年6月26日午後5時より、ホテル函館ロイヤルシーサイドで開催されました。

当日は総代現員数110名のうち、出席102名（うち委任状50名）のもと、下記の通り全議案が可決・承認されました。

記

[監事の監査報告]	令和6年度 監査報告の件
[報告事項]	令和6年度 事業報告、貸借対照表、損益計算書の件
[決議事項]	
第1号議案	令和6年度 剰余金処分案の件 ・満場異議なく原案どおり可決・承認されました。
第2号議案	令和7年度 事業計画案・収支予算案の件 ・満場異議なく原案どおり可決・承認されました。
第3号議案	理事および監事の任期満了に伴う改選の件 ・選考委員の指名推薦どおり、満場異議なく可決・承認されました。
第4号議案	退任役員に対する退職慰労金の贈呈について ・満場異議なく原案どおり可決・承認されました。

4. 総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

(令和7年7月1日現在)

選挙区	総代氏名
第1区 総法定数 38名 総代数 38名	青柳 利明②、北村 慎治④、酒井 幸次①、長谷川 文夫◎、藤井 久美◎、渡辺 照雄④、渡辺 良三◎、くにや司法書士法人①、(株)アーニストホーム①、(株)魚長食品◎、(株)近藤商会◎、(株)高木組◎、(株)みうら保険事務所◎、函東工業(株)◎、グッドフィールド(株)◎、三印三浦水産(株)◎、大一興業(株)④、辰己商事(株)◎、日東電気工事(株)◎、函館交通(株)◎、函館造船(株)◎、東日本交易(株)◎、北船興業(株)◎、前側石油(株)◎、村山ギソー(株)◎、(有)赤坂葬祭◎、(有)亀尾産業②、(有)神田北洋堂◎、(有)白鳥工業④、(有)スギヤ④、(有)和組①、(有)武部板金工業所◎、(有)トーホー内装②、(有)トキワ自動車工業◎、(有)トマホークス◎、(有)中一中村商店②、(有)中沢宅建◎、(有)日光電気◎
第2区 総法定数 27名 総代数 27名	境谷 敏美◎、堤 隆夫④、野藤 武美①、八戸 久安◎、本間 俊三◎、松倉 啓介①、宮川 富孝①、渡邊 浩一④、(株)板橋建設◎、(株)小野寺機器◎、(株)カクシメ松田水産◎、(株)佐藤住宅設備③、(株)違カ畑野商店◎、(株)丸義小野組◎、(株)丸義藤本組◎、(株)ミカエル◎、(株)ライフ企画①、野村不動産函館(株)◎、北海道冷蔵(株)◎、北南機設(株)②、(有)旭栄工業③、(有)佐々木電気工業所◎、(有)スクール・カドワキ◎、(有)ツツミ◎、(有)丸西西尾酒店④、(有)函館ミンク②、(有)山仁菊池建設②
第4区 総法定数 14名 総代数 14名	小笠原 晴紀③、山川 肇◎、社会福祉法人民生博愛会◎、(株)大山商事①、(株)金澤組①、(株)今建設④、(株)吉田精米店◎、(株)ワタナベホームズ◎、石黒建設(株)◎、大勇建設(株)◎、田島緑地前川コルポラッション(株)◎、北海アウル石油販売(株)◎、(株)千秋電気◎、(有)宮崎新聞販売所③
第5区 総法定数 18名 総代数 18名	三浦 理◎、村山 吉治◎、(株)エイワアルミ産業◎、(株)工樹園◎、(株)ツカサ技研①、(株)肉のふじた函館①、(株)North Innovation①、(株)北文◎、(株)ユニティーホーム④、五稜石油(株)◎、函館環境衛生(株)④、三方設備工業(株)◎、輪島電装(株)②、(有)亀谷産業④、(有)菊池土木◎、(有)船越自動車板金②、(有)横岡塗工所◎、マルカタ道南電気工業(有)◎
第8区 総法定数 13名 総代数 13名	大林 俊春◎、(株)新和◎、(株)七飯砕石工業◎、(株)不動産企画ウィル◎、アップル不動産(株)②、(有)イクタ商事◎、(有)澤田製材所◎、(有)田原建具工業◎、(有)寺岡自動車钣金塗装◎、(有)中山板金工業所◎、(有)野澤塗工店◎、(有)ファインエステート③、協和ハウス(有)◎、

(敬称略、順不同)

(注) 就任回数は氏名末尾の○付き数字で記載しています。なお、就任回数が5回以上となる場合は◎で表示しています。

〔ディスクロージャー項目一覧〕

各開示項目は、下記のページに記載しております。

★印は、「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目。

☆印は、「監督指針の要請」に基づく開示項目。無印は任意開示項目です。

開示項目一覧		ページ
ごあいさつ		1
【概況・組織】		
1	事業方針	1
2	事業の組織 ★	2
3	役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名） ★	2
4	店舗一覧（事務所の名称・所在地） ★	2
5	地区	2
6	組合員数（推移・出資金）	2
【主要事業内容】		
7	主要な事業の内容 ★	1
8	信用組合の代理業者 ★	該当なし
【業務に関する事項（主要な経営指標の推移）】		
9	事業の概況 ★	2
10	経常収益 ★	12
11	業務純益	11
12	経常利益 ★	12
13	当期純利益 ★	12
14	出資総額、出資総口数 ★	12
15	純資産額 ★	12
16	総資産額 ★	12
17	預金積金残高 ★	12
18	貸出金残高 ★	12
19	有価証券残高 ★	12
20	単体自己資本比率 ★	12
21	出資配当金（出資配当率） ★	12
22	職員数 ★	12
【主要業務に関する指標】		
23	業務粗利益及び業務粗利益率（粗利益 … 24 一括） ★	11
24	資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支（粗利益 … 23 一括） ★	11

開示項目一覧		ページ
25	資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高等、利回り、資金利鞘 ★ (「資金運用勘定、調達勘定の平均残高等」・「総資金粗利鞘等」)	13
26	受取利息及び支払利息の増減 ★	11
27	役務取引の状況	11
28	その他業務収益の内訳	13
29	経費の内訳	11
30	総資産経常利益率 (総資産利益率 … 31 一括) ★	13
31	総資産当期純利益率 (総資産利益率 … 30 一括) ★	13
【預金に関する指標】		
32	預金種目別平均残高 ★	17
33	預金者別預金残高	17
34	職員 1 人当り預金残高 (常勤役職員 1 人当りの預金及び貸出金残高 … 45 一括)	12
35	1 店舗当り預金残高 (1 店舗当りの預金及び貸出金残高 … 46 一括)	12
36	定期預金種類別残高 ★	14
【貸出金等に関する指標】		
37	貸出金種類別平均残高 ★	17
38	担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 ★	14
39	貸出金金利区分別残高 ★	14
40	貸出金使途別残高 ★	17
41	貸出金業種別残高・構成比 ★	17
42	預貸率【預貸率及び預証率 (期末・期中平均) … 50 一括】 ★	13
43	消費者ローン・住宅ローン残高	17
44	代理貸付残高の内訳	32
45	職員 1 人当り貸出金残高 (常勤役職員 1 人当りの預金及び貸出金残高 … 34 一括)	12
46	1 店舗当り貸出金残高 (1 店舗当りの預金及び貸出金残高 … 35 一括)	12
【有価証券に関する指標】		
47	商品有価証券の種類別平均残高 ★	該当なし
48	有価証券の種類別平均残高 ★	17
49	有価証券種類別残存期間別残高 ★	14
50	預証率【預貸率及び預証率 (期末・期中平均) … 42 一括】 ★	13

開示項目一覧		ページ
【経営管理体制に関する事項】		
51	法令等遵守の体制 ★	15
52	マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策	16
53	統合的リスク管理体制 ★ <ul style="list-style-type: none"> ・ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 ・ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー ・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 ・ 証券化エクスポージャーに関する事項 ・ 出資等エクスポージャーに関する事項 ・ 金利リスクに関する事項 	15・ 23～30
【財産の状況】		
54	貸借対照表、損益計算書、剰余金処分（損失金処理）計算書 ★	3～9
55	協金法及び金融再生法に基づく債権に対する保全額 ★ (1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (2)危険債権 (3)要管理債権 <ul style="list-style-type: none"> ・ うち3か月以上延滞債権 ・ うち貸出条件緩和債権 (4)不良債権	31
56	自己資本の充実の状況について ★ <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資本の構成に関する事項 ・ 自己資本の充実度に関する事項 	19～22
57	有価証券、金銭の信託等の評価 ★	13
58	貸倒引当金（期末残高・期中増減額） ★	23
59	貸出金償却の額 ★	17
60	会計監査人による監査 ★	10
61	代表理事の確認	10
【その他の業務】		
62	内国為替取扱実績	32
63	手数料一覧	33～34
【その他】		
64	トピックス	1

開示項目一覧		ページ
65	苦情処理措置・紛争解決措置	18
66	沿革・歩み	1
67	継続企業の前提の疑義 ★	該当なし
68	総代会について ☆	42～43
69	報酬体系について ☆	41
70	「しんくみ友の会」の活動状況	40
【地域貢献に関する事項】		
71	地域貢献（信用組合の社会的責任（CSR）に関する事項等 ☆	35
72	地域貢献（融資を通じた地域貢献） ☆	39～40
73	地域密着型金融機関の取り組みについて	36～37
74	中小企業の経営改善及び地域活性化のための取り組み ★	36
75	「経営者保証に関するガイドライン」への対応 ☆	37～39

函館商工信用組合

	〒040-0033	
	函館市千歳町9番6号	
	電話	0138-23-2102
	FAX	0138-26-6036